

平成24年第4回竜王町議会定例会（第1号）

平成24年12月6日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（1日目）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発委第2号 竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 発委第3号 竜王町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議第56号 専決処分につき承認を求めることについて  
(平成24年度竜王町一般会計補正予算（第4号）)
- 日程第 6 議第57号 竜王町暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第58号 竜王町職員の共済制度に関する条例および竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第59号 竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第60号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第61号 平成24年度竜王町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議第62号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第12 議第63号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第13 議第64号 平成24年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第65号 平成24年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第66号 平成24年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第67号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第17 議第68号 滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 日程第18 議第69号 滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 日程第19 議第70号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数

の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第20 議第71号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加および滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第21 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

日程第22 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	小森重剛	2番	竹山兵司
3番	若井敏子	4番	岡山富男
5番	山田義明	6番	内山英作
7番	貴多正幸	8番	古株克彦
9番	松浦博	10番	西村公作
11番	菱田三男	12番	蔵口嘉寿男

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

11番	菱田三男	1番	小森重剛
-----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	教 育 長	岡谷ふさ子
会計管理者	赤佐九彦	総務政策主監	福山忠雄
住民福祉主監	田中秀樹	産業建設主監	村井耕一
総務課長	奥浩市	政策推進課長	杼木栄司
生活安全課長	若井政彦	住民税務課長	犬井教子
福祉課長	吉田淳子	健康推進課長	嶋林さちこ
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井口和人	建設水道課長	竹内修
教育次長	山添登代一	学務課長	市田太芽男
生涯学習課長	田邊正俊		

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松瀬徳之助	書 記	臼井由美子
--------	-------	-----	-------

開会 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成24年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成24年第4回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

師走月に入りまして、さすがに冷え込むようになってまいりましたし、衆議院議員総選挙で一段と慌しさも加わってきましたが、議員の皆様には、御健勝にて、日夜を問わず議会の諸活動に御専念をいただき、深甚の感謝と敬意を表する次第でございます。また、平素は町行政全般にわたりまして格別の御指導・御鞭撻を賜っておりますことに、改めまして心より厚く御礼を申し上げます。

本日、第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かと御多用の中を万障お繰り合わせの上、御出席賜り、ありがたく存じ上げます。12月25日までの会期の予定でございますが、この間、何とぞよろしく願い申し上げます。

2期目に向かわせていただいてより、はや6カ月になろうといたしておりますが、国においては目まぐるしい変化が生じました。去る11月16日に衆議院が解散となり、現在選挙戦の真っただ中にあります。民主党、自民党の激突に加えて第3極の動向が注目され、16日の投開票の結果、政権の枠組みがどのようになっているのか、国民の関心度も高くなっていると報じられています。

今年度春先から持ち直しつつあると報じられてきた景気動向判断も、こここのころにありましては、はっきり後退局面に入ったという報告に変わり、政治空白となった今、先行きが不透明きわまりない状況になっていると言えます。

円高対策、雇用対策、エネルギー対策、外交問題等々、日本の将来を見据え、有権者の一票の大切さを再認識し、全国民が日本再生へ道筋をつける衆議院の総選挙であらねばならないと思っているところであります。

竜王町にありまして、この1年を振り返りますと、夏場前から企業立地が急速に進んでまいりました。アウトレットの増床、自動車関連会社の工場建設、物流会社の建屋の工事が同時に進行し、来年にはそろって営業を開始される予定であり、3社あわせますと新たに650人の雇用が生まれることとなります。

岡屋の県有地につきましては、先日、滋賀県、滋賀県土地開発公社、竜王町の3者にて事業を進めるに際しての基本確認事項に関し、覚書きを取り交わしたところであり、いよいよ造成工事が始まることとなります。町の歩みの中で、これほどの開発が同時進行となった例はなく、県下においても注目を浴びるところでもございます。

本年はたつ年であります。私は年の初めに、たつ年を昇竜の年にしたいと皆様の前で話をさせていただきました。町の皆様に御辛抱賜り、御無理をお願い申し上げてきた1期目4年間は臥竜の時であったと自認いたしておりましたが、実質公債費比率の悪化に歯どめがかかり、健全化に向かえている実態をあわせますならば竜の目がしっかりと開き、次なる飛躍へ、動き出そうとするたくましが生じてきたものと感謝をいたしているところでございます。

町内大手自動車工場も業績が回復、法人税収が予定した額より伸び、当初予算では財政調整基金を取り崩しての歳入・歳出バランスを合わせる厳しい状況でありましたが、取り崩しを行わなくても済ませられる見通しでございます。

しかしながら、日本の景気動向はいつどこでどのような事態になるのか、予断は全く許されませず、行財政改革の続行と、この二、三年の本町の財政実態を身の丈とわきまえ、行政経営に当たっていかなければならないと考えています。

既に今申し上げましたことを基本事項とする新年度予算編成方針を示し、予算要求作業に入ることを指示したものであります。

つけ加えますならば、第五次竜王町総合計画実現に向かって、人を大切に、人を育て、人口増へ取り組まなければならない諸施策への予算配分に重点を置くことが、私のマニフェストに示させていただいたとおり、まちづくりの基本であると思っています。一円たりとて無駄にしてはいけない、次なる効果を生み出す一円であらねばならない。当たり前のことですが、改めて皆様からお預かりしております税金の大切さ、重さを全職員とともに再認識して平成24年を締めくくってまいりたいと考えています。議員各位には変わりませず、御指導・御叱正賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、本定例会までの町の動きにつきまして、主なる事業を報告申し上げたいと存じます。

まず、総務政策部門でございますが、10月1日に東近江消防本部と愛知消防本部が合併しました。消防広域化の中で、東近江消防本部と愛知消防本部が合併し、新たな東近江消防本部としてスタートいたしましたところでございます。

10月16日、平成24年第2回竜王町議会臨時会を招集させていただきました。

10月21日、2012人権フェスティバルの開催であります。

人権啓発活動湖東・湖北地域ネットワーク協議会の近江八幡市・日野町・竜王町で構成する第2地区部会が実行委員会を立ち上げ、近江八幡市で開催をしました。

11月1日、竜王町デマンドタクシーの試験運行を開始いたしております。これは、新しい公共交通サービスを検討するため、町内に79カ所の停留所を設置し、11月1日から来年1月31日まで3カ月間、平日の8時から19時まで、予約に応じて1時間間隔で運行しております。

11月3日、産業フェアの開催に合わせて、交竜の郷あえんぼ賞の授賞式を行いました。ほのぼのとした奉仕の活動を続けてくださっている方へ贈る感謝をこめた賞であります。今回はグループ、御夫婦、個人、あわせて7者の方にあえんぼ賞を贈らせていただきました。

11月8日、第3回竜王町経済交竜会を開催いたしました。町内の主要事業所（11事業所あります）と町、商工会等で情報交換、意見交換を行いました。

11月19日、交番所設置要望を滋賀県知事（総務部長とあわせてであります）と滋賀県警察本部長に行ったところでございます。

県警本部長も真剣に考えていただいております、県の総務部長も県警と連携をとっていきたくていただいております。

次に、産業建設部門でございます。

10月19日、日野川改修期成同盟会要望活動をいたしました。日野川改修期成同盟会の会員による国土交通省近畿整備局及び滋賀県に事業費の増額と促進並びに事業直轄化の要望活動を行いました。

11月3日から4日でございます。第12回産業フェアを開催いたしました。まちの将来像、「ひと育ち、みんなで煌めく交竜の郷」を目指す中、地域の人々がまちの中心核に集い、農林水産まつり・商工業まつり・観光まつりのイベント等が産業フェア実行委員会により開催され、4年ぶりの開催ということもあり多くの来場者がございました。

次に、住民福祉部門でございますが、10月から竜王町国保医科診療所において、毎週木曜日に夜間診療の試行を継続実施いたしております。

10月18日、私立認可保育所設置・運営法人を募集いたしました。

11月9日、竜王小学校区学童保育所整備事業に着手いたしました。

次に、教育委員会でございますが、9月28日から10月5日、中学生国際交流受け入れ事業でスーセーマリー市の派遣団8名を受け入れ、ホームステイと中学校体験、両小学校でも交流をいたしました。

10月7日、町民運動会ドラゴンピック2012をドラゴンハットで開催いたしました。

11月23日、竜王町教育フォーラムを開催いたし、びわこ成蹊スポーツ大学から講師を招き、午前はスポーツ少年団のサッカー指導、午後は西幼稚園の事例発表と講義がございました。

以上、この間の主な動きでございます。

なお、本定例会では、専決処分に関しまして案件が1件、条例改正の案件が4件、補正予算の案件が6件、本町が加入する一部事務組合からの協議に関する案件が5件、そのほか1件、合計17件の案件を上程させていただきます。

何とぞ慎重なる御審議を賜り、お認めを賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。  
なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（蔵口嘉寿男）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、11番菱田三男議員、1番小森重剛議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（蔵口嘉寿男）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月25日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本

日から12月25日までの20日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 発委第 2 号 竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例**

**日程第 4 発委第 3 号 竜王町議会会議規則の一部を改正する規則**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 3 発委第 2 号及び日程第 4 発委第 3 号の 2 議案を一括議題といたします。

趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長、菱田三男議員。

○議会運営委員会委員長（菱田三男） 竜王町議会運営委員会委員長、菱田三男。

ただいま一括上程をいただきました発委第 2 号及び発委第 3 号について趣旨説明を申し上げます。

まず、発委第 2 号、竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成 24 年 9 月 5 日に公布されました。

現行の地方自治法では、委員会の委員について、常任委員会は第 109 条で議会運営委員会は第 109 条の 2 で、特別委員会は第 110 条でそれぞれ条建てにより選任方法、在任期間等が細かく規定されていましたが、改正法により、地方議会の委員会に係る規定を簡素化し、1つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、竜王町議会委員会条例を改正するものです。

これまでの常任委員所属については、「少なくとも一の常任委員となる」とされていましたが、改正法により常任委員会の所属義務の扱いは各議会に委ねられることとなりましたので、これまでと同様に、「少なくとも一の常任委員となる」と所属義務を新たに規定したものです。

同様に、常任委員及び議会運営委員の選任、特別委員の選任及び在任についても条例に委任されましたので、従前と同様の取り扱いとし、新たに規定したものです。

施行期日につきましては、法律は公布の日から施行されましたが、附則のただし書きの中で、本改正にかかわる分については法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされており、本改正条



例の施行期日は別に規則で定める日としております。

続いて、発委第3号、竜王町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を申し上げます。

現行の地方自治法では、委員会における公聴会開催及び参考人招致の規定は存在していますが、本会議における規定が存在していません。今改正により、第15条の2第1項において、「普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる」、また、同条第2項において、「普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる」と規定され、本会議における公聴会開催及び参考人招致ができることとされたことにより、竜王町議会会議規則第14章公聴会並びに第15章参考人を追加し、このことによる章ずれ、条ずれの改正及び法改正による条項のずれを改正するものです。

施行期日につきましては、法律は公布の日から施行されましたが、附則のただし書きの中で第73条第2項の改正に係る分については、法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされており、本改正規則の施行期日も公布の日から施行し、第73条の第2項の改正規定については別に規則で定める日としております。

以上、発委第2号及び発委第3号についての趣旨説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御承認くださりますようお願いをいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 以上で趣旨説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 5 議第 56号 専決処分につき承認を求めることについて  
(平成24年度竜王町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 6 議第 57号 竜王町暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 58号 竜王町職員の共済制度に関する条例および竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 59号 竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 60号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議第 61号 平成24年度竜王町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第 1 1 議第 6 2 号 平成 2 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議第 6 3 号 平成 2 4 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議第 6 4 号 平成 2 4 年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議第 6 5 号 平成 2 4 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議第 6 6 号 平成 2 4 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議第 6 7 号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第 1 7 議第 6 8 号 滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 日程第 1 8 議第 6 9 号 滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 日程第 1 9 議第 7 0 号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 2 0 議第 7 1 号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について

**日程第 2 1 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて**

○議長（蔵口嘉寿男） 続いて、日程第 5 議第 5 6 号から日程第 2 0 議第 7 1 号までの 1 6 議案及び日程第 2 1 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 5 6 号から議第 7 1 号までの 1 6 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 5 6 号の 1 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 5 6 号、専決処分につき承認を求めることについて（平成 2 4 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号））につきましては、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によりまして、専決処分を行ったものでございまして、同条第 3 項の規定によりまして御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の内容といたしましては、衆議院の解散を受け、1 2 月 4 日公示、1

2月16日執行の衆議院議員総選挙等の執行等に要する費用につきまして、既にお認めをいただいております一般会計補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額51億2,197万2,000円に対しまして、この総額に歳入歳出それぞれ970万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,167万2,000円とさせていただいたものでございます。

この内容につきましては、歳出については、同選挙等に係る投開票事務の執行等に要する需用費等の物件費、投開票立会人等に係る報酬及び職員手当等の人件費等を内訳とした、衆議院議員選挙費970万円の追加でございます。

また、歳入につきましては、この費用に充当するための県支出金となる衆議院議員選挙費委託金970万円でございます。

以上、まことに簡単でございますが議第56号につきまして提案理由を述べさせていただきますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議第57号から議第66号までの10議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議第57号、竜王町暴力団排除条例の一部を改正する条例につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、国及び地方公共団体並びに事業者、「暴力的要求行為および準暴力的要求行為の規制を強化するため、指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずるほか、その事務または事業に関する暴力団員による不当行為の防止に努める」等の責務を規定する条項を整備されたことから、都道府県暴力追放運動推進センターに関する規定が繰り下げられ、条ずれが生じたため、竜王町暴力団排除条例中の都道府県暴力追放運動推進センターの規定を引用しております箇所について一部改正を行うものです。

次に、議第58号、竜王町職員の共済制度に関する条例および竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、財団法人滋賀県市町村職員互助会が一般財団法人滋賀県市町村職員互助会へ移行したことから、竜王町職員の共済制度に関する条例および竜王町職員の給与に関する条例中で引用しております箇所について一部改正を行うものです。

次に、議第59号、竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正により、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致の規定が整備されたことから一部改正を行うものです。

次に、議第60号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、個人町民税の所得割における寄附金税額控除について、東日本大震災を契機として寄附への関心及びこれの機運が拡大していることを受け、当町としてもこのような社会情勢の変化への対応として、対象となる寄附を拡大するために竜王町税条例の一部を改正するもので、所得税法等に基づく寄附金税額控除対象団体の公益社団法人及び公益財団法人、そして社会福祉法人などを追加するものでございます。

なお、対象としましては、町が指定した団体に納税義務者が平成24年1月1日以後に行った寄附からとなります。

次に、議第61号、平成24年度竜王町一般会計補正予算（第5号）につきましては、さきに御報告申し上げました専決処分による補正予算（第4号）までの歳入歳出予算額が51億3,167万2,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ3億5,958万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ54億9,126万1,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、地方交付税の増額、コミュニティ助成事業助成金の減額、障害福祉サービスの給付に係る自立支援給付費等、障害者施設等整備費補助金、介護保険特別会計繰出金、町道における交通安全施設の改良に係る工事、河川愛護作業補助金、竜王西幼稚園改修工事等のそれぞれ増額、給食センター調理機器備品購入費の減額、町公債費のさらなる縮減及び年度間での不均衡の是正に向けた繰上償還に係る償還元金及び償還利子の増額、加えて人件費の増額についてお願いするものでございます。

また、債務負担行為補正につきましては、平成24年度において、平成25年度に実施いたします各種健診業務を円滑に進めるため及び平成25年度からの3年間に係る各公共施設の施設等管理業務を円滑に進めるためなどの追加を、加えて、地方債補正による町債の追加及び変更をお願いするものでございます。

次に、議第62号、平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が9億8,284万9,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ6,755万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億5,040万6,000円といたしたいものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、総務費のうち一般管理費の退職者医療通知

事務委託料が2,000円、国保連合会電算レセプト処理負担金が10万3,000円、レセプト点検共同事業負担金が1万4,000円、国保運営協議会委員の退任による感謝状の費用として運営協議会費が5,000円、一般被保険者及び退職被保険者の医療費の今後の執行見込みに伴い、保険給付費のうち一般被保険者療養給付費が3,645万6,000円、退職被保険者等療養給付費が1,119万4,000円、退職被保険者等療養費が19万3,000円、審査支払手数料が15万2,000円、一般被保険者高額療養費が1,852万9,000円、人間ドック検診補助金の申請者数の増加に伴い、保健衛生普及費が30万3,000円、財政調整基金の積み立てに伴う利息として、財政調整基金積立金が5万6,000円、平成23年度出産育児一時金補助金及び療養給付費等負担金の額の確定により出産育児一時金補助金精算返還金が12万円、療養給付費等負担金精算返還金が41万4,000円、被保険者資格の遡及喪失に伴う還付加算金が1万6,000円のそれぞれ増額でございます。

歳入予算の内容といたしましては、歳出の保険給付費の財源として国庫支出金の療養給付費等負担金が493万6,000円、財政調整交付金が139万円、額の確定により療養給付費等交付金が704万9,000円、前々年度の精算額の確定により前期高齢者交付金が3,321万2,000円、県支出金の財政調整交付金が139万円、財政調整基金の利息として財産収入が5万6,000円、繰越金が1,952万4,000円のそれぞれ増額でございます。

また、平成25年度に実施いたします特定健康診査業務及び若年健康診査業務を円滑に進めるため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、議第63号、平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、平成25年度から平成27年度まで3年間契約を行います竜王町国保（医科、歯科）診療所の施設管理業務に係ります債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、議第64号、平成24年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が6,100万円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ145万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,954万4,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入では、各校園等の給食費負担金の実績見込みに基づき234万5,000円の減額、繰越金88万9,000円の増額

でございます。

歳出におきましては、資材費について145万6,000円の減額でございます。

次に、議第65号、平成24年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が6億6,890万1,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ2,411万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,301万8,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、保険給付費といたしまして、今後の執行見込みに伴い、居宅介護サービス給付費が990万円、居宅介護サービス計画給付費が287万円、地域密着型介護サービス給付費が900万円、介護予防福祉用具購入費が10万3,000円、介護予防住宅改修費が90万円、介護予防サービス計画給付費が80万円、地域密着型介護予防サービス給付費が10万4,000円、審査支払手数料が24万円のそれぞれ増額、また地域支援事業費といたしまして、地域包括支援センター運営事業に係る職員の人件費が20万円増額でございます。

歳入におきましては、保険給付費に見合うルール分の負担として、国・県支払基金などの負担分が1,591万2,000円、一般会計からの繰入金318万7,000円、繰越金が501万8,000円のそれぞれ増額でございます。

次に、議第66号、平成24年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、平成24年度竜王町水道事業会計の第4条で定めました資本的収入の既決予定額は1億1,298万5,000円でございます。今回、320万円増額し、1億1,618万5,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、補助金といたしまして老朽管更新工事に伴います国庫補助金を320万円増額するものであります。

以上、議第57号から議第66号までの10議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第61号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま、町長から平成24年度竜王町一般会計補正予

算（第5号）について、提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要について説明させていただきます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず、歳入予算では普通交付税額の確定に伴う普通交付税が1億1,247万2,000円の増額、国庫支出金として、自立支援給付費の給付に係る障害者自立支援給付費負担金が300万円の増額、県支出金として障害者自立支援給付費負担金が150万円、河川愛護活動事業委託金が297万5,000円のそれぞれ増額、コミュニティ助成事業助成金が100万円の減額、地方道路等整備事業債が890万円、臨時財政対策債が2億2,679万7,000円及び前年度繰越金が318万4,000円のそれぞれ増額等でございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、コミュニティ助成事業助成金が100万円の減額、障害福祉施設等整備費補助金が150万円の増額、各障害福祉サービスの給付に係る自立支援給付費が600万円の増額、介護保険業務における要介護度等の認定ソフトのバージョンアップを行うための介護保険システム改修業務委託料が141万8,000円の追加、介護保険特別会計での介護給付費の増額等に伴います介護保険特別会計繰出金が318万7,000円の増額、町道鏡七里線の須恵西交差点における交通安全施設の改良に係る工事請負費が300万円の追加、河川愛護作業補助金が297万5,000円の追加、平成25年4月からの預かり保育事業の実施に向けた緊急連絡用電話設置及び絵本室入り口扉改修等に係る工事請負費が95万円の追加及びクッションカーペット等の備品購入費が136万円の増額、給食センター調理機器の整備に係る備品購入費が1,181万3,000円の減額、本町公債費のさらなる縮減及び年度間での不均衡の是正に向けた繰上償還の実施に係る償還元金3億3,511万円及び償還利子382万3,000円の増額、平成25年1月に予定する昇級、職員の育児休業等に係る人件費について329万9,000円の増額をお願いするものでございます。

また、債務負担行為補正につきましては、平成24年度において平成25年度分の事業実施を円滑に行うため、各種健診業務等に係るものが9件、庁舎施設等管理業務等の各公共施設の管理業務等に係る委託につきましては、本年度が3年間の契約期間の最終年度となることから、引き続き平成25年度からの3年間の業務委託を行うためのものが13件について、それぞれ債務負担行為としてその上限を設定するものでございます。

加えて、地方債補正につきましては、本年度の町道改良工事のうち町単独事業分に係る地方道路等整備事業債の追加、臨時財政対策債の借入可能額の確定に伴います起債限度額の変更でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議第61号、平成24年度竜王町一般会計補正予算（第5号）の内容説明といたします。よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 続きまして、議第67号から議第71号までの5議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議第67号、滋賀県自治会館管理組合規約の変更に関する議案については、滋賀県自治会館管理組合の解散に伴い、解散後の事務の継承について定める必要があることから、規約変更の協議についての議決を全構成団体をお願いするものでございます。

なお、解散後の事務については、現組合長が野洲市長でありますことから、野洲市へ承継されるものであります。

滋賀県自治会館管理組合の解散に至る経緯でございますが、滋賀県自治会館管理組合は、県内の全市町を構成団体として、滋賀県自治会館の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する目的で昭和43年12月1日に設立され、同組合の事務所が滋賀合同ビルに設置されました。

同ビルにつきましては、土地については県有地を借用して、建物については滋賀県自治会館管理組合及び日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会滋賀県支部、全国共済農業協同組合連合会滋賀県支部の5団体が区分所有しております。なお、その後、土地につきましては、所有権が滋賀県から滋賀県信用農業協同組合連合会に譲渡されております。

同ビルは昭和36年9月に建設されまして、築後50年が経過しておりますとともに耐震構造となっておりませんことから、区分所有するほか4団体においては、同ビルを解体し、新ビル建設を推進することとして、同組合の参画について平成23年9月に申し入れがありました。以後、4回にわたる組合構成団体長会議にて協議検討が行われまして、新施設を取得し、組合を存続させることについては、最近の社会経済情勢と構成市町の厳しい財政状況からして困難であるとの結論に至り、新ビル建設には参画せず、同組合を解散することとなったものでございます。



次に、議第68号、滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについてに関する議案については、滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議についての議決を全構成団体をお願いするものでございます。

同組合の解散については、先ほど経緯を御説明しましたとおりであります。なお、解散は平成25年3月31日をもってなされます。

次に、議第69号、滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについてに関する議案については、滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての議決を全構成団体をお願いするものでございます。

滋賀県自治会館管理組合の財産処分見込み額は1億7,600万円であります。このうち1億1,000万円は同組合から退職手当組合に移管する職員の給与費補填のための財源として退職手当組合に預託され、残る6,600万円について、同組合設立時の負担割合により、組合構成団体へ返還されるものであります。

次に、議第70号、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更についてに関する議案については、滋賀県消防広域化推進計画に基づき、愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部が平成24年10月1日をもって合併され、愛知郡広域行政組合の消防職員が東近江行政組合に移管されたことに伴い、平成24年9月30日付をもって脱退することに係って、組合を組織する団体数の減少及び規約の変更に係る協議についての議決を全構成団体をお願いするものでございます。

次に、議第71号、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の増加及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更についてに関する議案については、東近江行政組合へ消防職員を移管した後の愛知郡広域行政組合が新たに滋賀県市町村職員退職手当組合へ平成24年10月1日付で加入することに関し、組合を組織する団体数の増加及び規約の変更に係る協議についての議決を全構成団体をお願いするものでございます。

以上、議第67号から議第71号までの5議案につきまして提案理由を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてに関しまして提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護

委員法第6条第3項の規定により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて議会の御意見を求めるものでございます。

候補者につきましては、今回、平成25年3月31日をもって任期が満了いたします櫻井喜代美氏を再度推薦するものでございます。

櫻井喜代美氏は、町内鏡にお住まいで、竜王小学校長としての御経験をお持ちであり、加えて平成22年4月1日から人権擁護委員として1期を経験されており、人権相談業務を初め、人権擁護活動を精力的に行っておられます。また、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えますので、同氏を推薦することについて御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議第56号から人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてまでの全てにつきまして、順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（蔵口嘉寿男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議員派遣について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第22 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。竜王町議会会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時04分